平成２４年（フ）第７８号
鳥取県鳥取市国府町神垣446番地、旧住所鳥取県八頭郡八頭町稲荷220番地６
債務者　小林　孝行
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８号
鳥取県鳥取市河原町水根616番地１
債務者　竹内　広子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４号
鳥取県鳥取市大覚寺16番地２
債務者　西岡　省吾
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３号
香川県観音寺市観音寺町甲3413番地１
債務者　高橋　琴美
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第２３１７号
福岡市早良区有田団地５番108号
債務者　下村　　聡
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５４６号
福岡市博多区麦野４丁目11番18―203号
債務者　草場　正彦
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５５２号
福岡市中央区笹丘２丁目24番32―202号
債務者　根来　誠也
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５６３号
福岡県糸島市浦志３丁目12番32号101
債務者　寶来　亮佳
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５６７号
福岡市東区筥松２丁目28番32号
債務者　森下　直樹
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５９０号
福岡市西区壱岐団地18番504号
債務者　藤本　久子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６２７号
福岡市城南区茶山４丁目４番17号
債務者　山本　栄子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６３０号
福岡県朝倉市片延93番地１サンフォーレみのう壱番館102号
債務者　永田　孝夫
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６６０号
福岡市城南区堤団地25番503号
債務者　多良　　剛
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６７２号
福岡市中央区小笹１丁目15番10―506号
債務者　平田幸子こと　盧　　幸子(旧姓梅田)
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６７９号
福岡市南区野多目２丁目19番12―103号
債務者　千代田直美
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６８５号
福岡市東区筥松４丁目８番32―602号
債務者　中村　　彰
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部